

若者を狙った悪質商法に注意!

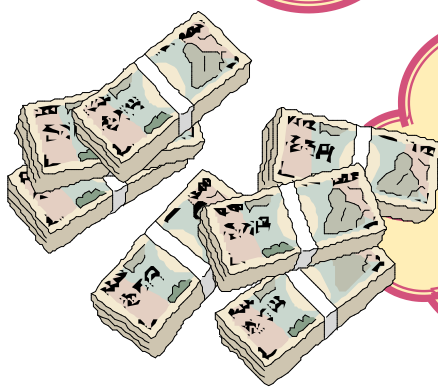
成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とした「民法の一部を改正する法律」が2022年4月から施行。

18歳から自らの判断で高額な商品購入や契約が可能になり、社会経験や知識が少ない若者が悪質商法のターゲットに!

絶対
儲かります

友人を紹介したら
手数料を支払う

あなただけに
特別に紹介
します



こんな言葉に要注意!

詳しくは裏面に

契約や買い物で「困ったな」と思ったら、一人で悩まず、すぐ相談!

消費者ホットライン

☎188

警察相談専用電話

☎#9110

※ 最寄りの消費生活センター等
消費生活相談窓口へつながります。

※ 被害に遭った場合は、お近くの
警察署又は警察相談専用電話へ



警視庁生活安全総務課

これが

悪質商法の手口

注意

①損はしない！

「**暗号資産**の投資に興味ありませんか？AI(人工知能)を活用するので損はさせません。」と**電話で勧誘**され投資をしたが、**全額失って**相手と連絡が取れなくなった。

②あなただけ特別！

マッチングアプリで知合った人に、**就職活動のアンケート**に答えたところ「あなただけ特別」と**無料セミナー**に勧誘され、高額な**自己啓発講座**を強引に契約させられた。

③簡単に稼げる！

先輩から「この教材を使えば簡単に稼げる」と言われ、**投資用教材USB**をローンで買ったが、全く儲からず、借金だけが残った。

④友人紹介で儲かる！

友人から「**ネットワークビジネス**に入会して友人を紹介すれば収入が得られる」と勧誘され、**健康食品**をクレジットで購入したが、全く儲からなかった。

他にも若者が**エステ**、**美容医療**、**化粧品**、**資格取得教材**などの契約に関するトラブルに巻き込まれています。

警視庁では悪質商法のほか、さまざまな防犯情報を発信しています。



警視庁
防犯アプリ

- Digi Police (デジポリス)
ダウンロードはこちらから



- 警視庁生活安全部ツイッター
ユーザー名 / @MPD_yokushi



- メールけいしちょう
登録はこちらから空メールを送信



- 警視庁ホームページ

警視庁 悪質商法

検索